

食文化等によるインバウンド対応推進事業実施要領

制定 平成30年 3 月30日29食産第5561号

農林水産省食料産業局長通知

一部改正 平成31年 3 月29日30食産第5378号

一部改正 令和 2 年 3 月31日元食産第5843号

一部改正 令和 3 年 3 月30日 2 食産第6629号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の食文化等によるインバウンド対応推進事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、公社、独立行政法人等をいう。以下同じ。）

（2）法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

（3）民間団体等及び特認団体を構成員とする協議会（事業化共同体（コンソーシアム）を含む。）とする。

なお、協議会が事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員となることを妨げない。

2 1の（2）特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）各年度ごとに事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

3 1の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

4 1の（3）の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。

- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。
- (4) 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

第3 事業の内容等

訪日外国人の食体験を通じて日本の食・食文化への関心を高め、インバウンド需要の拡大を図るとともに、これを輸出につなげる地域の取組を支援するため、次に掲げる取組を行う。

(1) 地域の食・食文化等を活用した食体験の開発

全国各地の食体験を発掘するとともに、地域の生産者等と輸出事業者が連携した食・食文化・地域資源等をかけ合わせた日本の食を深く体験できるコンテンツの磨き上げのための専門家の派遣、研修会・交流会の開催等を支援する。

(補助対象経費)

有識者による検討会の開催費（有識者等謝金、有識者等旅費、会場借料）、コンテンツ開発支援費（有識者等謝金、有識者等旅費、旅費、商品開発費、翻訳費）、研修・交流会開催費（会場借料、会場装飾費、司会採用費）、資料印刷費、通信費、消耗品費、調査員手当、補助員賃金

(2) 食体験の提供促進

(1)に係る食体験の情報を海外へ一体的に発信するとともに、訪日外国人が手軽に食体験を実施できるようにインターネットを通じた販売や自国での再体験を促進する取組を支援する。

(補助対象経費)

サイト・SNS等運営費（サイト等作成・運営費、web掲載コンテンツ作成費、web広告費）、旅行博等出展費（出展費、会場装飾費、商談シート作成費、旅費）、翻訳費、効果測定費、資料印刷費、通信費、消耗品費、調査員手当、補助員賃金

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第6 事業の成果目標

- 1 費用対効果をはじめとした事業効果を、具体的な数値を用いて検証できる成果目標とすることとする。
- 2 農山漁村地域を訪れる訪日外国人旅行者の増加に貢献していることを、具体的な数値を用いて検証できる成果目標とすることとする。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できる。

- 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）3により委託する事業の新設又は内容の変更

- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を受けるものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- （1）委託先が決定している場合は、委託先名
- （2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第8 事業実施状況等の報告及び指導

- 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中に事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができる。

- 2 成果の報告等

事業実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間、別記様式3により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するものと

する。

なお、その際、次の（１）及び（２）の事項を行うものとする。

- （１）事業実施主体は、事業成果について、新聞、図書、雑誌論文及びインターネット等で公表すること。
- （２）事業実施主体は、食料産業局長が事業の成果を普及しようとする場合、資料提供等の協力をするものとする。

３ 指導

- （１）食料産業局長は、１の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- （２）食料産業局長は、２の報告により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認められる場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- （３）食料産業局長は、（１）及び（２）のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第９ 補助金遂行状況の報告

交付要綱第15に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末日までに正副２部を食料産業局長に提出するものとする。

ただし、交付要綱第14の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第７号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- （１）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三

者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

第11 収益納付

- 1 事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、実施要綱第8の規定に基づき、別記様式4により年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するものとする。

なお、食料産業局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 食料産業局長は、1の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認められた場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。
- 3 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、食料産業局長は、特に必要と認められる場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

第12 留意事項

- 1 事業実施主体は、関係省庁、関連事業者・団体等との必要な調整・連携を図るものとする。
- 2 事業実施主体は、地方公共団体、生産者、食関連事業者等と幅広く連携する等により、農林水産業やその関連産業の発展、農山漁村地域の振興に貢献するよう努めるものとする。
- 3 事業の中で製作したウェブサイト等のコンテンツについては、事業終了後も、農林水産省においてウェブサイト等で情報発信を行うため、その提供を求めた場合には、農林水産省に対する無条件での提供に協力すること。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（〇月～〇月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 2（第 7 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度食文化等によるインバウンド対応推進事業実施計画の承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更又は中止若しくは廃止）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注3）

（中止又は廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注4）

（注1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度食文化等によるインバウンド対応推進事業実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及び当該事 業に要する 経費	
合計					

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の食文化等によるインバウンド対応推進事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 事業の目的及び内容

① 事業の目的

② 実施戦略

③ 連携体制図

④ 事業の内容

事業項目	実施場所	実施時期	参加人数	備 考

⑤ 期待される成果

(注) 成果目標は、本事業を通じて支援する地域の訪日外国人旅行者数の増加数(率)としてください。

また、測定指標として、支援する地域の訪日外国人旅行者のうち農泊者数の増加数(率)、農林水産物・食品の輸出実績の増加数(率)を記載すること。

別記様式 3（第 8 の 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度食文化等によるインバウンド対応推進事業に係る事業成果状況報告書

令和〇〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食文化等によるインバウンド対応推進事業実施要領（平成30年 3 月30日付け29食産第5561号農林水産省食料産業局長通知）第 8 の 2 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標値を上回る進捗）、B（目標値どおり（目標値±15%）の進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要のわかる資料、アンケート調査結果等を添付すること。

別記様式 4（第11の 1 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度食文化等によるインバウンド対応推進事業収益状況報告書

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定の通知があった食文化等によるインバウンド対応推進事業に関する〇〇年度の収益の状況について、食文化等によるインバウンド対応推進事業実施要領（平成30年 3 月30日付け29食産第5561号農林水産省食料産業局長通知）第11の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額
〇〇〇円
- 3 上に要する費用の総額
〇〇〇円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号確定
〇〇〇円
- 5 前年度までの収益納付額
〇〇〇円
- 6 本年度収益納付額
〇〇〇円

(算定根拠)

(注) 収益計画書等を添付すること。